平成２３年（フ）第２２０号
熊本市島崎３丁目21番14―207号
債務者　深水　朋子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２５７５号
大阪府寝屋川市池田新町３番11―304号
債務者　正法地和貴
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８号
栃木県小山市神鳥谷２丁目12番28号
債務者　大尾恵美子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第５９号
栃木県栃木市大平町新1540―３　サンプローズ102号、住民票上の住所栃木市大平町新1592番地８
債務者　佐々木盛勝
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第９２９号
横浜市磯子区久木町６番19号　スカイハイツ磯子201号
債務者　川野　初美
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０２５号
横浜市磯子区森６丁目11番29号　第２大入ハイツ201号
債務者　西尾　秀治
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０４６号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ８街区３棟107号
債務者　栗田慎太朗
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１２５号
横浜市緑区十日市場町832番地９　第３博寿荘
債務者　荒澤マツ子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１５２号
横浜市青葉区新石川３丁目７番地15　松葉荘105
債務者　井上　研人
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１７０号
神奈川県大和市南林間５丁目４番17号　グリーンハイツ103
債務者　イゴウ　クラリタ　アルバニア
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１７１号
横浜市金沢区釜利谷西１丁目64番10号　ニッコーハイツ夏山102号
債務者　嘉瀬　正人
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１７２号
横浜市港北区大曽根３丁目１番７号　レオパレス大倉山201
債務者　神山　博美
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１８６号
横浜市金沢区能見台６丁目11番地13　田島テラスハウスＢ
債務者　石井　裕子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５０号
静岡県富士宮市万野原新田3485番地の10
債務者　犬上　髙代
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第６５号
静岡県富士宮市宮原442番地の11、前住所静岡県富士宮市青木339番地
債務者　秋山　昭次
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午前10時
静岡地方裁判所富士支部